

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年3月13日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300271 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300045 号

第 1 結論

請求者の A 農業協同組合連合会における農林漁業団体職員共済組合員資格の喪失年月日を平成元年 9 月 15 日から平成 2 年 9 月 15 日に訂正し、平成元年 9 月から平成 2 年 8 月までの標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

平成元年 9 月 15 日から平成 2 年 9 月 15 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年 9 月 15 日から平成 2 年 9 月 15 日までの期間の農林漁業団体職員共済組合掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 9 月 15 日から平成 2 年 9 月 15 日まで

私は、平成 2 年 9 月 14 日に当時勤務していた A 農業協同組合連合会を退職したが、年金の記録では平成元年 9 月 15 日に同連合会における農林漁業団体職員共済組合 (以下「農林共済組合」という。) の組合員資格を喪失したことになっており、年金の記録が 1 年間欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録により確認できる請求者に係る健康保険の被保険者記録並びに A 農業協同組合連合会の権利義務を承継した、B 農業協同組合が提出した請求者に係る人事台帳により、請求者が請求期間において A 農業協同組合連合会に継続して勤務していたことが確認できる上、当該人事台帳には平成元年 9 月の前後において、請求者の雇用形態、勤務形態に変更があったことをうかがわせる記載はなく、請求者が平成元年 9 月 15 日に農林共済組合の組合員資格を喪失する特段の事情は見当たらない。

また、農林共済組合が提出した A 農業協同組合連合会に係る平成 2 年 10 月分の組合員資格異動届等処理済通知書 (控) により、請求者の請求期間に係る農林共済組合掛金については、同月分の掛金で精算されるまで農林共済組合から A 農業協同組合連合会へ納入の告知が行われていたものと考えられる。

さらに、B 農業協同組合は、A 農業協同組合連合会が、請求者の給与から控除した農林共済組合掛金を請求者に対して返金したか否かについては不明と回答しているところ、請求者が提出した A 農業協同組合連合会に係る平成 2 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された金額には請求期間の農林共済組合掛金が含まれていると考えられることから、請求者は、請求期間に係る農林共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、農林共済組合が提出した請求者に係る資格関係DBプリントにより確認できる請求者の昭和63年10月の農林共済組合員加入記録及びオンライン記録により確認できる請求者の請求期間における健康保険被保険者記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成元年9月15日から平成2年9月15日までの期間に係る農林共済組合掛金を納付する義務を履行したか否かについては、B農業協同組合は、請求期間について、A農業協同組合連合会が、請求者の組合員資格喪失届を農林共済組合に対し提出したか否か、また、農林共済組合掛金については納付したか否かについては不明と回答しているが、農林共済組合が保管する請求者に係る組合員資格喪失届により、A農業協同組合連合会が、請求者の組合員資格喪失年月日を平成元年9月15日として届け出たことが確認できることから、農林共済組合は、請求者の請求期間に係る農林共済組合掛金について、事業主に対し納入の告知を行っておらず（農林共済組合が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき農林共済組合掛金に充当した場合又は農林共済組合掛金を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間に係る農林共済組合掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300265 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300044 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 商店 B (後の A 商店 C) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 8 月 1 日から平成 2 年 3 月 1 日まで
昭和 60 年から定年になるまで A 商店に勤務し厚生年金保険に加入していたので、請求期間を厚生年金保険の記録として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、A 商店 B (以下「A 商店」という。) は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、A 商店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時の事業主は、請求者の出勤簿、賃金台帳及び厚生年金保険料の控除を確認できる書類等を保管していない旨回答しており、同事業主が全ての資料があるとする D 商工会 (現在は E 町商工会) は、労働保険事務組合として労働保険料の徴収を行っているが、賃金台帳等の書類は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入の有無及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者の住所地である E 町が提出した請求者の国民健康保険の加入履歴によると、請求者は、請求期間において国民健康保険に加入しており、同国民健康保険の適用終了日は平成 2 年 3 月 2 日、適用終了事由は「社保加入」とされ、請求者の A 商店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日 (平成 2 年 3 月 1 日) と符合することから、請求者は、A 商店において厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、同国民健康保険の適用を終了したものと考えるのが自然である。

なお、請求者は、国民年金保険料を納めていたときは自営であった旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者が平成 2 年 3 月 1 日に A 商店における厚生年金保険被保険者資格を取得する前の請求期間については、国民年金保険料は全て納付済みとされていることが確認できる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。